

○ 中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第二十四号）

改 正 案	現 行
目次 第一章・第二章（略） 第三章 中間連結損益計算書 第一節～第五節（略） 第六節 中間純利益又は中間純損失（第六十四条・第六十五条） 第七節（略） 第四章・第五章（略） 第六章 雑則（第八十七条） 附則 （定義） 第二条（略） 一～十五（略） 十六 自己株式 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第二条第十九号に規定する株式をいう。この場合において、同号中「連結財務諸表」とあるのは、「中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。	目次 第一章・第二章（略） 第三章 中間連結損益計算書 第一節～第五節（略） 第六節 中間純利益又は中間純損失の表示（第六十四条・第六十五条） 第七節（略） 第四章・第五章（略） 第六章 雑則（第八十七条） （定義） 第二条（略） 一～十五（略） 十六 自己株式 連結財務諸表規則第二条第十九号に規定する株式をいう。この場合において、同号中「連結財務諸表」とあるのは、「中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

(中間連結財務諸表作成の一般原則)

第四条 (略)

一〇三 (略)

四 当該中間連結会計期間の直前の連結会計年度において連結財務諸表(連結財務諸表規則第一条第一項に規定する財務諸表をいう。作成のために採用した基準及び手続については、正当な理由により変更を行う場合を除き、当該中間連結会計期間において継続して適用されていること。

(連結の範囲)

第五条 (略)

2 前項の規定により連結の範囲に含めるべき子会社のうち、その資産、売上高(役務収益を含む。以下同じ。)等からみて、連結の範囲から除いてもその企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性の乏しいものは、連結の範囲から除くことができる。

3 (略)

(セグメント情報の注記)

(中間連結財務諸表作成の一般原則)

第四条 (略)

一〇三 (略)

四 当該中間連結会計期間の直前の連結会計年度において連結財務諸表(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。第一条第一項に規定する財務諸表をいう。作成のために採用した基準及び手続については、正当な理由により変更を行う場合を除き、当該中間連結会計期間において継続して適用されていること。

(連結の範囲)

第五条 (略)

2 前項の規定により連結の範囲に含めるべき子会社のうち、その資産、売上高等からみて、連結の範囲から除いてもその企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性の乏しいものは、連結の範囲から除くことができる。

3 (略)

(セグメント情報の注記)

第十四条 連結会社が二以上の異なる種類の事業を営んでいる場合には、事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する売上高及び営業利益金額又は営業損失金額（以下「事業の種類別セグメント情報」という。）を様式第一号に定めるところにより注記しなければならない。ただし、当該区分に属する売上高及び営業利益金額又は営業損失金額のすべてが少額であるものについては、他の区分と一括して、適当な名称を付して記載することができる。

2・3 (略)

(無形固定資産の区分表示)

第二十九条 (略)

2 (略)

3 連結会社の投資がこれに対応する連結子会社の資本の金額を超えることにより生じる差額は、のれんを含めて表示する。

(流動負債の区分表示)

第三十八条 流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。ただし、第五号以外の項目に属する負債の金額が負債及び純資産の合計額の百分の一以下のもので、他の項目に属する負債と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもって一括して掲記することができる。

第十四条 連結会社が二以上の異なる種類の事業を営んでいる場合には、事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する売上高（役務収益を含む。以下同じ。）及び営業利益金額又は営業損失金額（以下「事業の種類別セグメント情報」という。）を様式第一号に定めるところにより注記しなければならない。ただし、当該区分に属する売上高及び営業利益金額又は営業損失金額のすべてが少額であるものについては、他の区分と一括して、適当な名称を付して記載することができる。

2・3 (略)

(無形固定資産の区分表示)

第二十九条 (略)

2 (略)

3 連結財務諸表提出会社の投資がこれに対応する連結子会社の資本の額を超えることにより生じる差額は、のれんを含めて表示する。

(流動負債の区分表示)

第三十八条 流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。ただし、第六号以外の項目に属する負債の金額が負債及び純資産の合計額の百分の一以下のもので、他の項目に属する負債と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもって一括して掲記することができる。

一〇六 (略)

2〃4 (略)

(株主資本の分類及び区分表示)

第四十五条 (略)

2 財務諸表等規則第六十二条、第六十三条第二項及び第六十五条第二項の規定は、新株式申込証拠金及び法律で定める準備金で資本準備金又は利益準備金に準ずるものについて準用する。

3 (略)

(中間純利益又は中間純損失)

第六十四条 (略)

2・3 (略)

4 法人税等の更正、決定等による納付税額又は還付税額がある場合には、第一項第一号に掲げる項目の次に、その内容を示す名称を付した科目をもって記載するものとする。ただし、これらの金額の重要性が乏しい場合には、同号に掲げる項目の金額に含めて表示することができる。

(営業活動によるキャッシュ・フローの表示方法等)

第八十五条 連結財務諸表規則第八十四条から第八十九条までの規定は、中間連結キャッシュ・フロー計算書の記載方法について準用する。この場合において、連結財務諸表規則第八十四条第二号中「税

一〇六 (略)

2〃4 (略)

(株主資本の分類及び区分表示)

第四十五条 (略)

2 財務諸表等規則第六十二条第一項、第六十三条第二項及び第六十五条第二項の規定は、新株式申込証拠金及び法律で定める準備金で資本準備金又は利益準備金に準ずるものについて準用する。

3 (略)

(中間純利益又は中間純損失)

第六十四条 (略)

2・3 (略)

4 法人税等の更正、決定等による納付税額又は還付税額がある場合には、第一項第一号に掲げる項目の次に、その内容を示す名称を付した科目をもって記載するものとする。ただし、これらの金額の重要性が乏しい場合には、第一項第一号に掲げる項目の金額に含めて表示することができる。

(営業活動によるキャッシュ・フローの表示方法等)

第八十五条 連結財務諸表規則第八十四条から第八十九条までの規定は、中間連結キャッシュ・フロー計算書の記載方法について準用する。この場合において、財務諸表等規則第八十四条第二号中「税金

金等調整前当期純利益金額又は税金等調整前当期純損失金額」とあるのは「税金等調整前中間純利益金額又は税金等調整前中間純損失金額」と、「連結損益計算書」とあるのは「中間連結損益計算書」と読み替えるものとする。

等調整前当期純利益金額又は税金等調整前当期純損失金額」とあるのは「税金等調整前中間純利益金額又は税金等調整前中間純損失金額」と、「連結損益計算書」とあるのは「中間連結損益計算書」と読み替えるものとする。

○ 中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第二十四号）

改 正 案		現 行
様式第二号		様式第二号
【所在地別セグメント情報】		【所在地別セグメント情報】
(略)		(略)
(記載上の注意)		(記載上の注意)
1. ～6. (略)		1. ～6. (略)
7. 売上高（セグメント間の内部売上高又は振替高を含む。以下第10号までにおいて同じ。）が、全セグメントの売上高の合計の10%以上であるセグメントについては、他のセグメントと区別して記載すること。		7. 売上高（セグメント間の内部売上高又は振替高を含む。以下第10項までにおいて同じ。）が、全セグメントの売上高の合計の10%以上であるセグメントについては、他のセグメントと区別して記載すること。
8. ～10. (略)		8. ～10. (略)
11. 所在地別セグメント情報の記載に当たっては、相当期間にわたり記載対象セグメント及び営業費用の配分方法について継続性が維持されるよう配慮すること。		11. 所在地別セグメント情報の記載に当たっては、相当期間にわたり記載対象セグメント、 <u>営業費用の配分方法</u> について継続性が維持されるよう配慮すること。
なお、記載対象セグメント又は営業費用の配分方法を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が所在地別セグメント情報に与えている影響を記載すること。ただし、所在地別セグメント情報に与えている影響が軽微な場合には、これらの記載を省略することができる。		なお、記載対象セグメント、 <u>営業費用の配分方法</u> を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が所在地別セグメント情報に与えている影響を記載すること。ただし、所在地別セグメント情報に与えている影響が軽微な場合には、これらの記載を省略することができる。

負のれん	×××	×××	×××	×××
その他	×××	×××	×××	×××
固定負債合計	×××	×××	×××	×××
負債合計	×××	×××	×××	×××
純資産の部				
株主資本				
資本金	×××	×××	×××	×××
資本剰余金	×××	×××	×××	×××
利益剰余金	×××	×××	×××	×××
自己株式	△×××	△×××	△×××	△×××
株主資本合計	×××	×××	×××	×××
評価・換算差額等				
1 評価・換算差額等	×××	×××	×××	×××
2 繰延ヘッジ損益	×××	×××	×××	×××
3 土地再評価差額金	×××	×××	×××	×××
4 為替換算調整勘定	×××	×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××	×××
評価・換算差額等合計	×××	×××	×××	×××
新株予約権	×××	×××	×××	×××
少数株主持分	×××	×××	×××	×××
純資産合計	×××	×××	×××	×××
負債純資産合計	×××	×××	×××	×××
(記載上の注意)				
連結会社が営む事業のうちに別記事業がある場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。				

負のれん	×××	×××	×××	×××
その他	×××	×××	×××	×××
固定負債合計	×××	×××	×××	×××
負債合計	×××	×××	×××	×××
(純資産の部)				
Ⅰ 株主資本				
1 資本金	×××	×××	×××	×××
2 資本剰余金	×××	×××	×××	×××
3 利益剰余金	×××	×××	×××	×××
4 自己株式	＝×××	＝×××	＝×××	＝×××
株主資本合計	×××	×××	×××	×××
Ⅱ 評価・換算差額等				
1 評価・換算差額等	×××	×××	×××	×××
2 繰延ヘッジ損益	×××	×××	×××	×××
3 土地再評価差額金	×××	×××	×××	×××
4 為替換算調整勘定	×××	×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××	×××
評価・換算差額等合計	×××	×××	×××	×××
Ⅲ 新株予約権	×××	×××	×××	×××
Ⅳ 少数株主持分	×××	×××	×××	×××
純資産合計	×××	×××	×××	×××
負債純資産合計	×××	×××	×××	×××
(記載上の注意)				
連結会社が営む事業のうちに別記事業がある場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。				

○ 中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第二十四号）

改 正 案				現 行			
様式第五号 【中間連結損益計算書】				様式第五号 【中間連結損益計算書】			
(単位：円)							
	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度の要約連結損益計算書	前中間連結会計期間		当中間連結会計期間	
	(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)	(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)	(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)	〔自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日〕		〔自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日〕	
売上高	×××	×××	×××	Ⅰ 売上高	金額 (円)	×××	金額 (円)
売上原価	×××	×××	×××				
売上総利益 (又は売上総損失)	×××	×××	×××	Ⅱ 売上総利益 (又は売上総損失)	×××	×××	×××
販売費及び一般管理費	×××	×××	×××	Ⅲ 販売費及び一般管理費	金額 (円)	×××	金額 (円)
.....	×××	×××	×××				
.....	×××	×××	×××	Ⅳ 営業外収益	金額 (円)	×××	金額 (円)
.....	×××	×××	×××				
販売費及び一般管理費合計	×××	×××	×××	Ⅴ 営業外費用	金額 (円)	×××	金額 (円)
営業利益 (又は営業損失)	×××	×××	×××				
営業外収益	×××	×××	×××	Ⅵ 営業外損失	金額 (円)	×××	金額 (円)
受取利息	×××	×××	×××				
受取配当金	×××	×××	×××	Ⅶ 特別利益	金額 (円)	×××	金額 (円)
有価証券売却益	×××	×××	×××				
負ののれん償却額	×××	×××	×××	Ⅷ 特別損失	金額 (円)	×××	金額 (円)
持分法による投資利益	×××	×××	×××				
.....	×××	×××	×××	Ⅸ 営業外収益	金額 (円)	×××	金額 (円)
.....	×××	×××	×××				
営業外収益合計	×××	×××	×××	Ⅹ 営業外費用	金額 (円)	×××	金額 (円)
営業外費用	×××	×××	×××				
支払利息	×××	×××	×××	Ⅺ 特別利益	金額 (円)	×××	金額 (円)
有価証券売却損	×××	×××	×××				
持分法による投資損失	×××	×××	×××	Ⅻ 特別損失	金額 (円)	×××	金額 (円)
.....	×××	×××	×××				
.....	×××	×××	×××	Ⅼ 営業外収益	金額 (円)	×××	金額 (円)
営業外費用合計	×××	×××	×××				
経常利益 (又は経常損失)	×××	×××	×××	Ⅽ 営業外費用	金額 (円)	×××	金額 (円)
特別利益	×××	×××	×××				
前期損益修正益	×××	×××	×××	Ⅾ 特別損失	金額 (円)	×××	金額 (円)
固定資産売却益	×××	×××	×××				
.....	×××	×××	×××	Ⅿ 特別利益	金額 (円)	×××	金額 (円)
.....	×××	×××	×××				
特別利益合計	×××	×××	×××	ⅰ 特別損失	金額 (円)	×××	金額 (円)
特別損失	×××	×××	×××				

前期損益修正損	×××	×××	×××	×××		
固定資産売却損	×××	×××	×××	×××		
減損損失	×××	×××	×××	×××		
災害による損失	×××	×××	×××	×××		
.....	×××	×××	×××	×××		
特別損失合計	×××	×××	×××	×××		
税金等調整前中間純利益（又は税金等調整前中間純損失）	×××	×××	×××	×××		
法人税、住民税及び事業税	×××	×××	×××	×××		
法人税等調整額	×××	×××	×××	×××		
法人税等合計	×××	×××	×××	×××		
少数株主利益（又は少数株主損失）	×××	×××	×××	×××		
中間純利益（又は中間純損失）	×××	×××	×××	×××		

（記載上の注意）

連結会社が営む事業のうちに別記事業がある場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。

.....	×××	×××	×××	×××	×××	×××
特別損失	×××	×××	×××	×××	×××	×××
前期損益修正損	×××	×××	×××	×××	×××	×××
固定資産売却損	×××	×××	×××	×××	×××	×××
減損損失	×××	×××	×××	×××	×××	×××
災害による損失	×××	×××	×××	×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××	×××	×××	×××
税金等調整前中間純利益（又は税金等調整前中間純損失）	×××	×××	×××	×××	×××	×××
法人税、住民税及び事業税	×××	×××	×××	×××	×××	×××
法人税等調整額	×××	×××	×××	×××	×××	×××
少数株主利益（又は少数株主損失）	×××	×××	×××	×××	×××	×××
中間純利益（又は中間純損失）	×××	×××	×××	×××	×××	×××

（記載上の注意）

連結会社が営む事業のうちに別記事業がある場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。

○ 中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第二十四号）

改 正 案

現 行

様式第六号										改 正 案										現 行									
【中間連結株主資本等変動計算書】																													
										(単位：円)																			
前中間連結会計期間					当中間連結会計期間					前連結会計年度の要約																			
(自 平成 年 月 日					(自 平成 年 月 日					連結株主資本等変動計算書					(自 平成 年 月 日					(自 平成 年 月 日									
至 平成 年 月 日)					至 平成 年 月 日)					至 平成 年 月 日)					至 平成 年 月 日)					至 平成 年 月 日)									
株主資本																													
資本金																													
前期末残高										×××										×××									
当中間期変動額										×××										×××									
新株の発行										×××										×××									
.....										×××										×××									
当中間期変動額合計										×××										×××									
資本剰余金										×××										×××									
前期末残高										×××										×××									
当中間期変動額										×××										×××									
新株の発行										×××										×××									
.....										×××										×××									
当中間期変動額合計										×××										×××									
利益剰余金										×××										×××									
前期末残高										×××										×××									
当中間期変動額										△×××										△×××									
剰余金の配当										△×××										△×××									
中間純利益										×××										×××									
.....										×××										×××									
当中間期変動額合計										×××										×××									
自己株式										×××										×××									
前期末残高										△×××										△×××									
当中間期変動額										×××										×××									
自己株式の処分										×××										×××									
.....										×××										×××									
当中間期変動額合計										△×××										△×××									
株主資本合計										×××										×××									
前期末残高										×××										×××									
当中間期変動額										×××										×××									

様式第六号																													
【中間連結株主資本等変動計算書】																													
前中間連結会計期間 (自平成 年 月 日 至平成 年 月 日)																													
	株 主 資 本					評 価 ・ 換 算 差 額 等					新株予約権	少数株主持分	純 資 産 合 計																
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証券 評価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計																			
平成 年 月 日 残高 (円)	×××	×××	×××	－×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××															
中間連結会計期間中の変動額																													
新株の発行	×××	×××			×××									×××															
剰余金の配当			－×××		－×××									－×××															
中間純利益			×××		×××									×××															
自己株式の処分				×××	×××									×××															
.....																													
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額 (純額)						×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××															
中間連結会計期間中の変動額合計 (円)	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××															
平成 年 月 日 残高 (円)	×××	×××	×××	－×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××															

当中間期末残高			
株主資本以外の項目の当 中間期変動額（純額）	×××	×××	×××
当中間期末残高	×××	×××	×××
少数株主持分			
前期末残高	×××	×××	×××
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当 中間期変動額（純額）	×××	×××	×××
当中間期末残高	×××	×××	×××
純資産合計			
前期末残高	×××	×××	×××
当中間期変動額			
新株の発行	×××	×××	×××
剰余金の配当	△×××	△×××	△×××
中間純利益	×××	×××	×××
自己株式の処分	×××	×××	×××
.....			
株主資本以外の項目の当 中間期変動額（純額）	×××	×××	×××
当中間期末残高	×××	×××	×××

(記載上の注意)

1. 変動事由及び金額の記載は、概ね中間連結貸借対照表における記載の順序によること。

2. 株主資本以外の科目については、中間連結会計年度中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。

3. 評師・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて評師・換算差額等の合計額を、前連結会計年度末残高、中間連結会計期間中の変動額及び中間連結会計期間末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。

4. 評価・換算差額等及び純資産の各合計欄の記載は省略することができる。

5. 前連結会計年度の要約連結株主資本等変動計算書については、中間連結会計期間中の変動額及び中間連結会計期間末残高の記載欄に連結会計年度中の変動額及び連結会計年度末残高を記載すること。

6. 連絡会社が営む事業のうちに別記事業がある場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。

[illegible]

(記載上の注意)

1. 株主資本の変動事由及び金額の記載は、概ね中間連結貸借対照表における記載の順序によること。

2. 株主資本以外の科目について、中間連結会計年度中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。この場合には、変動事由及び金額の記載は、概ね中間連結貸借対照表における記載の順序によること。

3. 評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて評価・換算差額等の合計額を、前連結会計年度末残高、中間連結会計期間中の変動額及び中間連結会計期間末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。

4. 評価・換算差額等及び純資産の各合計欄の記載は省略することができる。

5. 連結会社が営む事業のうちに別記事業がある場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。

○ 中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第二十四号）

改 正 案

現 行

様式第七号				様式第七号			
【中間連結キャッシュ・フロー計算書】				【中間連結キャッシュ・フロー計算書】			
				(単位：円)			
前中間連結会計期間 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)		当中間連結会計期間 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)		前連結会計年度の要約 連結キャッシュ・フロー計算書 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)			
営業活動によるキャッシュ・フロー							
営業収入	×××	×××	×××				
原材料又は商品の仕入れによる支出	△×××	△×××	△×××				
人件費の支出	△×××	△×××	△×××				
その他の営業支出	△×××	△×××	△×××				
小計	×××	×××	×××				
利息及び配当金の受取額	×××	×××	×××				
利息の支払額	△×××	△×××	△×××				
損害賠償金の支払額	△×××	△×××	△×××				
……………	×××	×××	×××				
法人税等の支払額	△×××	△×××	△×××				
営業活動によるキャッシュ・フロー	×××	×××	×××				
投資活動によるキャッシュ・フロー							
有価証券の取得による支出	△×××	△×××	△×××				
有価証券の売却による収入	×××	×××	×××				
有形固定資産の取得による支出	△×××	△×××	△×××				
有形固定資産の売却による収入	×××	×××	×××				
投資有価証券の取得による支出	△×××	△×××	△×××				
投資有価証券の売却による収入	×××	×××	×××				
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	△×××	△×××	△×××				
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	×××	×××	×××				
貸付けによる支出	△×××	△×××	△×××				
貸付金の回収による収入	×××	×××	×××				

区 分	注記 番号	金額 (円)	金額 (円)	金額 (円)			
Ⅰ 営業活動による キャッシュ・フロー							
営業収入		×××	×××	×××			
原材料又は商品の 仕入れによる支出		－×××	－×××	－×××			
人件費の支出		－×××	－×××	－×××			
その他の営業支出		－×××	－×××	－×××			
小 計		×××	×××	×××			
利息及び配当金の 受取額		×××	×××	×××			
利息の支払額		－×××	－×××	－×××			
損害賠償金の支払 額		－×××	－×××	－×××			
……………		×××	×××	×××			
法人税等の支払額		－×××	－×××	－×××			
営業活動による キャッシュ・フロー							
投資活動による キャッシュ・フロー		×××	×××	×××			
Ⅱ							
有価証券の取得に よる支出		－×××	－×××	－×××			
有価証券の売却に よる収入		×××	×××	×××			
有形固定資産の取 得による支出		－×××	－×××	－×××			
有形固定資産の売 却による収入		×××	×××	×××			
投資有価証券の取 得による支出		－×××	－×××	－×××			

.....	×××	×××	×××
投資活動によるキャッシュ・フロー	×××	×××	×××
財務活動によるキャッシュ・フロー			
短期借入れによる収入	×××	×××	×××
短期借入金の返済による支出	△×××	△×××	△×××
長期借入れによる収入	×××	×××	×××
長期借入金の返済による支出	△×××	△×××	△×××
社債の発行による収入	×××	×××	×××
社債の償還による支出	△×××	△×××	△×××
株式の発行による収入	×××	×××	×××
自己株式の取得による支出	△×××	△×××	△×××
配当金の支払額	△×××	△×××	△×××
少数株主への配当金の支払額	△×××	△×××	△×××
.....	×××	×××	×××
財務活動によるキャッシュ・フロー	×××	×××	×××
現金及び現金同等物に係る増減額	×××	×××	×××
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	×××	×××	×××
現金及び現金同等物の期首残高	×××	×××	×××
現金及び現金同等物の中間期末残高	×××	×××	×××
(記載上の注意)			
1. 中間連結会計期間に係るキャッシュ・フローの状況に関して、利害関係者の判断を誤らせないと認められる範囲内で、上記の様式を集約して記載することができる。			
2. 「配当金の支払額」には、連結財務諸表提出会社による配当金の支払額を記載すること。			
3. 「利息及び配当金の受取額」については、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載し、「利息の支払額」については、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載することができる。			
4. 金額の重要性が乏しい項目については、「その他」として一括して記載することができる。			
5. 連結会社が営む事業のうちに別記事業がある場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。			
投資有価証券の売却による収入	×××	×××	×××
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	－×××	－×××	－×××
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	×××	×××	×××
貸付けによる支出	－×××	－×××	－×××
貸付金の回収による収入	×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××
投資活動によるキャッシュ・フロー	×××	×××	×××
財務活動によるキャッシュ・フロー			
キャッシュ・フローによる収入	×××	×××	×××
短期借入れによる収入	×××	×××	×××
短期借入金の返済による支出	－×××	－×××	－×××
長期借入れによる収入	×××	×××	×××
長期借入金の返済による支出	－×××	－×××	－×××
社債の発行による収入	×××	×××	×××
社債の償還による支出	－×××	－×××	－×××
株式の発行による収入	×××	×××	×××
自己株式の取得による支出	－×××	－×××	－×××
配当金の支払額	－×××	－×××	－×××
少数株主への配当金の支払額	－×××	－×××	－×××
.....	×××	×××	×××
財務活動によるキャッシュ・フロー	×××	×××	×××
現金及び現金同等物に係る増減額	×××	×××	×××
現金及び現金同等物の増加額（又は減少額）	×××	×××	×××
現金及び現金同等物	×××	×××	×××

の期首残高			
VII 現金及び現金同等物の中間期末残高		×××	×××

(記載上の注意)

1. 中間連結会計期間に係るキャッシュ・フローの状況に関して、利害関係者の判断を誤らせないと認められる範囲内で、上記の様式を集約して記載することができる。

2. 「配当金の支払額」には、連結財務諸表提出会社による配当金の支払額を記載すること。

3. 「利息及び配当金の受取額」については、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載し、「利息の支払額」については、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載することができる。

4. 金額の重要性が乏しい項目については、「その他」として一括して記載することができる。

5. 連結会社が営む事業のうちに別記事業がある場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。

現金及び現金同等物の中間期末残高	×××	×××	×××
(記載上の注意)			
1. 中間連結会計期間に係るキャッシュ・フローの状況に関して、利害関係者の判断を誤らせないと認められる範囲内で、上記の様式を集約して記載することができる。			
2. 「配当金の支払額」には、連結財務諸表提出会社による配当金の支払額を記載すること。			
3. 「利息及び配当金の受取額」については、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載し、「利息の支払額」については、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載することができる。			
4. 金額の重要性が乏しい項目については、「その他」として一括して記載することができる。			
5. 連結会社が営む事業のうちに別記事業がある場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。			

自己株式の取得による支出	－×××	－×××	－×××
配当金の支払額	－×××	－×××	－×××
少数株主への配当金の支払額	－×××	－×××	－×××
.....	×××	×××	×××
財務活動によるキャッシュ・フロー	×××	×××	×××
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	×××	×××	×××
V 現金及び現金同等物の増加額（又は減少額）	×××	×××	×××
VI 現金及び現金同等物の期首残高	×××	×××	×××
Ⅶ 現金及び現金同等物の中間期末残高	×××	×××	×××

(記載上の注意)			
1. 中間連結会計期間に係るキャッシュ・フローの状況に関して、利害関係者の判断を誤らせないと認められる範囲内で、上記の様式を集約して記載することができる。			
2. 「配当金の支払額」には、連結財務諸表提出会社による配当金の支払額を記載すること。			
3. 「利息及び配当金の受取額」については、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載し、「利息の支払額」については、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載することができる。			
4. 金額の重要性が乏しい項目については、「その他」として一括して記載することができる。			
5. 連結会社が営む事業のうちに別記事業がある場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。			